



# 卷末資料



# 1

## 基本構想 (平成 28 年 3 月策定)

### 1 | 将来像

つどい

つながり

育つまち

## ふじいでら

総合計画の将来像は、市民みんなが進めるまちづくりの共通の目標イメージとなるものです。

第五次総合計画では、「つどい つながり 育つまち ふじいでら」を将来像のイメージとして、本市の特性である立地の良さをはじめ、コンパクトな市域に様々な機能が集積する利便性と、豊かな歴史文化資源やうるおいのある住環境を活かして、人々が集い、交流し、それらのネットワークを広げていくことによって、より一層魅力を高め、理想的な住まいとして人とまちが成長していくまちづくりを進めます。

#### 「つどい」

市民をはじめ、藤井寺市の利便性、快適性、地域資源等を求めて、子育て世代や観光来訪者、働きに来られる人など、数多くの人々が集い、多彩な交流が生まれる、魅力とにぎわいのあるまちの姿を表しています。

#### 「つながり」

まちづくりの主役である市民の参加と協働のもと、助け合い、支え合いのある顔の見える関係づくりを進めるとともに、様々な結びつきの中で、子どもから高齢者まで多様な人々が活躍できるまちの姿を表しています。

#### 「育つ」

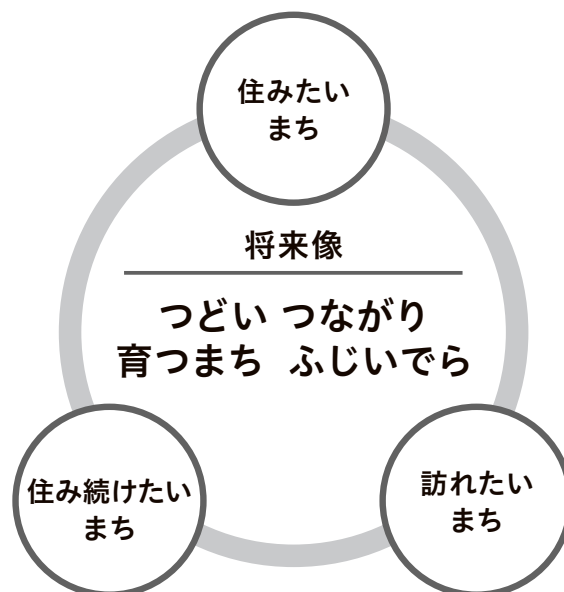
まちづくりは人づくりとの考えのもと、子どもも大人も誰もがともに学び合い、育ち合うことによって、豊かな未来を創っていくまちの姿を表しています。

※将来像に込めた「つどい」「つながり」「育つ」に対する思いは上記のとおりであり、これらのキーワードは、互いに関連し、影響し合っています。

## 2 | 基本目標

将来像「つどい つながり 育つまち ふじいでら」の全体的なイメージを持ちつつ、次の3つの基本目標のもと、まちづくりを進めます。

本市の歴史・文化をはじめとした魅力資源や、利便性が高く、快適な立地環境を積極的に活かすとともに、効果的な情報発信の推進に努め、「住みたい」「訪れたい」「住み続けたい」と、幅広く市内外の人々から選ばれるまちをめざします。



### 住みたいまち

全国的に人口減少、少子化・高齢化が進む中、本市の資源を活かし、子育て世代にとって安心して子どもを生み、のびのびと育てられる環境を充実します。また、市民が意欲を持って学び続け、様々な分野で活躍できる場や機会の増加により、魅力的で活動的な人があふれる、住んでみたいと思われるまちづくりを進めます。

### 訪れたいまち

豊かな歴史や普段づかいの地域文化を活かしたまちなか観光の推進を図るとともに、地域資源の活用や交流産業との連携により、商工業、農業の振興を図り、本市の魅力・特性を活かした産業の活性化に取り組みます。また、人・もの・情報が集積するまちなかの機能充実と、市内・広域をつなぐ交通網の利便性向上など、市民生活の舞台となる都市基盤の整備充実を図り、市内外の交流を促進し、より一層のにぎわいを創出します。

### 住み続けたいまち

快適でうるおいのある住環境を創出するとともに、市民が、その住み慣れた地域で安心して健康に、生きがいを持って暮らし続けられるよう、保健・医療・福祉の連携を図ります。また、市民の安全・安心な暮らしの確立に向けて、防災、消防・救急体制の整備や防犯・交通安全対策を推進するとともに、環境保護等に配慮した取組を推進し、安らぎのある環境づくりを進めます。

## 3 | 分野別まちづくりの基本方針

本市の将来像の実現をめざした3つの基本目標をふまえ、分野別まちづくりの基本方針を定めます。

### 1 住みたいまち

#### ① 安心して子どもを産み育て、未来を拓くまちづくり

子どもを安心して産み育てることができる環境を充実させるとともに、未来を担う子どもたちが、たくましく健やかで、豊かな人間性や生きる力を育める教育を推進します。また、家庭・地域・学校園がそれぞれの役割を果たしながら連携することにより、子どもたちの健全な育成に努めます。

#### ② 心豊かに学び、暮らせるまちづくり

生涯を通じて学ぶことができる環境の充実を図り、市民の自主的な文化・芸術活動を支援します。また、健康の保持・増進を図るための生涯スポーツの普及から、スポーツ競技力の向上に至るまで、市民が日常的にスポーツに取り組み、心身ともに健康に暮らせるまちづくりに努めます。

#### ③ 思いやりとふれあいのあるまちづくり

すべての市民がいきいきと活躍できるよう、市民の人権意識を高め、人権を尊重する社会づくりを推進します。また、男女が対等な立場で、ともに責任を担う社会の実現を図ります。さらに、国籍や民族などの異なる人々が、地域社会の構成者としてともに生きていくまちづくりを進めます。

### 2 訪れたいまち

#### ① にぎわいと新たな活力を生むまちづくり

まちの魅力の掘り起こしや世界文化遺産登録への取組を契機としたまちのアピールを通して、まちのにぎわい創出や観光客などの来訪者（交流人口）を増やします。また、起業支援などを通じ商工業の活性化にもつなげるなど、新たなまちの活力の創出に向けた取組を推進します。

## ② 歴史文化と調和し、多様な交流を広げるまちづくり

歴史・文化遺産と調和し、景観に配慮した個性的なまちなみ形成を図るとともに、市内外の交流を活発にする道路・公共交通ネットワーク※の充実を図り、魅力を活かした活力あるまちづくりを進めます。

## 3 住み続けたいまち

### ① 快適で良好な生活空間のあるまちづくり

子どもから高齢者まで、あらゆる世代が生活しやすく、快適な住空間を構築するために、上下水道網の整備充実や質の高い住宅の確保支援をはじめ、豊かな緑に恵まれた環境づくりを推進します。

### ② すべての市民が輝き、健やかで、皆で支え合うまちづくり

市民誰もが生涯を通して、健やかで安心して、かつ自分らしく暮らせる環境を整えるとともに、高齢者や障害のある方など、支援が必要な方に対して、行政のみならず、家族、地域、そしてボランティアなどとともに支え合う社会を構築します。

### ③ 災害に強く、安心して暮らせるまちづくり

ゲリラ豪雨、台風、そして地震などの自然災害や火災等に備えるため、市民、関係機関、地域と連携しながら防災体制の強化を図るとともに、様々なリスクへの対応を想定した危機管理体制を強化します。また、犯罪や事故のない安心して暮らせるまちづくりの体制を充実します。

### ④ 人に、未来にやさしい、環境に配慮したまちづくり

環境への保全意識の高まりから、環境保護や保全活動の推進を図り、ゆとりとうるおいのある快適な環境を形成します。また、環境美化活動の推進により、市民にとって良好な生活環境を保つとともに、環境負荷の少ないまちづくりやごみ処理・資源循環システムなどを整え、地球環境にやさしいまちづくりを進めます。

※道路・公共交通ネットワーク：自動車交通を主とした幹線道路網や鉄道、バスなどの公共交通網などのこと。

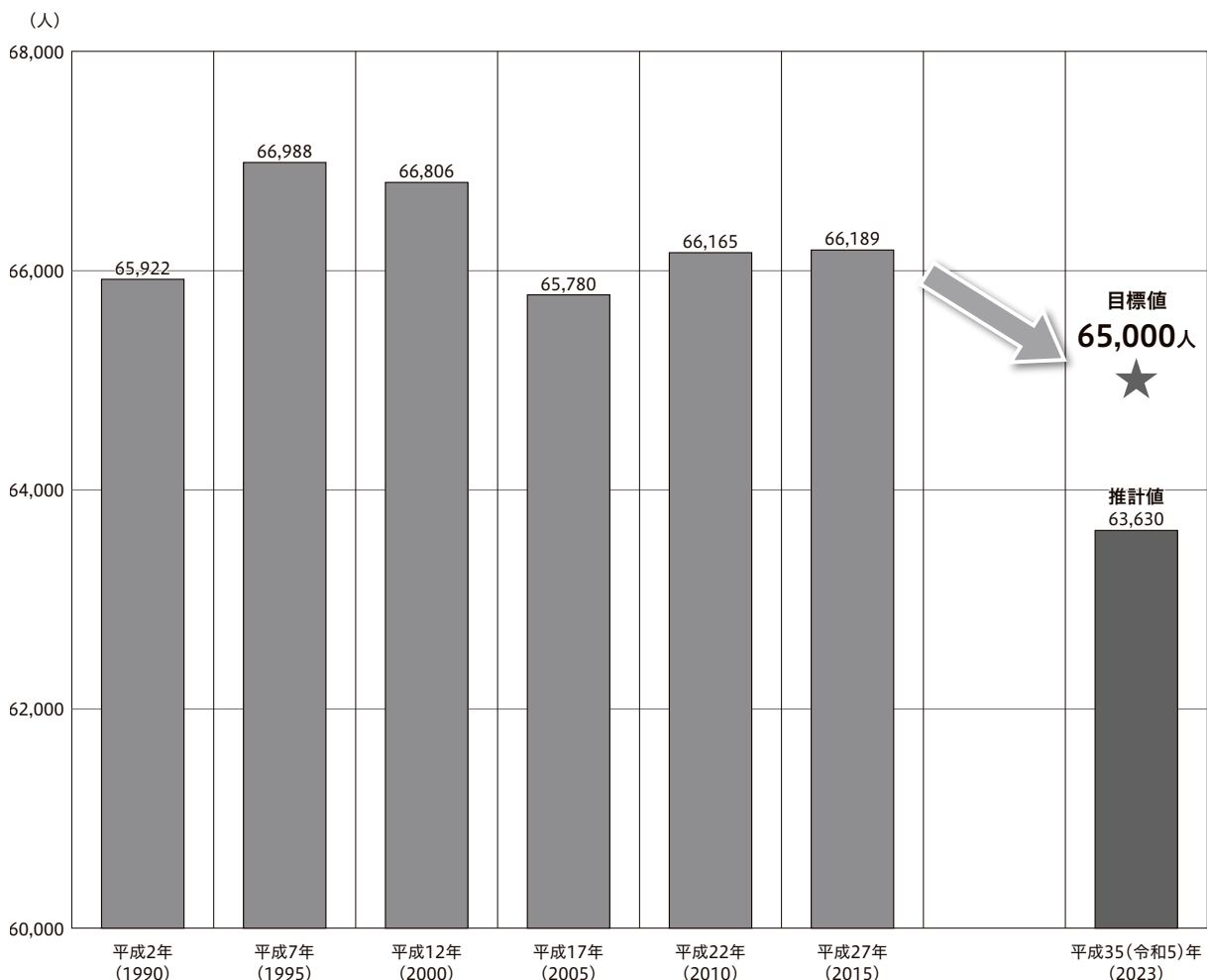
## 4 | 将来人口フレーム

- 日本全体が人口減少社会となる中、近年、本市の人口はほぼ横ばいとなっていますが、現在の人口構成のまま推移すると、将来的には減少していくことが予測されています。人口の減少は地域経済や市民の暮らしなどに様々な影響をもたらします。
- そこで、本市では将来を見据えた人口減少対策に現時点から取り組むことによって、減少を可能な限り抑制し、持続可能なまちづくりをめざすものとします。
- このため、第五次総合計画の目標年次である平成 35 (令和 5) 年の目標人口を 65,000 人と設定します。

平成 35 (令和 5) 年 (2023)  
目標人口

65,000 人

### ■人口の推移・推計と目標値



資料：国勢調査、平成 27 年 (2015) のみ住民基本台帳 9 月末時点  
平成 35 (令和 5) 年 (2023) 推計は、国立社会保障人口問題研究所による推計から算出

## 5 | 都市づくりの基本的方向

市域全体を「良質な住宅都市」とイメージづける中で、都市機能がコンパクトに集積し、魅力ある利便性の高い空間の創出を図るとともに、古墳や社寺に代表される歴史文化と共生し、良好な郊外住宅地の資産を活かした、個性とうるおいある住宅地の形成をめざします。

### (1) にぎわい・交流のあるまちなかの魅力創出

○豊かな暮らしとにぎわい・交流のあるまちづくりをめざし、駅周辺の拠点地域における魅力アップを図ることで、市民自らが誇りを持って暮らせる「まちなか」の創出をめざします。

### (2) 高齢者、子育て世代が住みやすいと感じる住環境整備

○高齢者が安心して住み続けられるとともに、子育て世代の暮らしやすさをはじめ、若い世代が魅力を感じ、住みたくなる住環境整備に向けた取組を進めます。

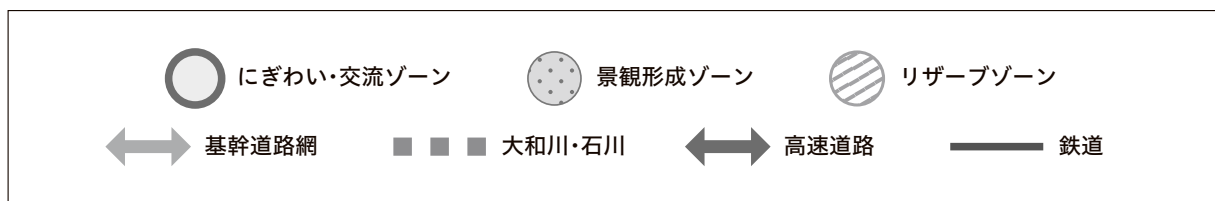
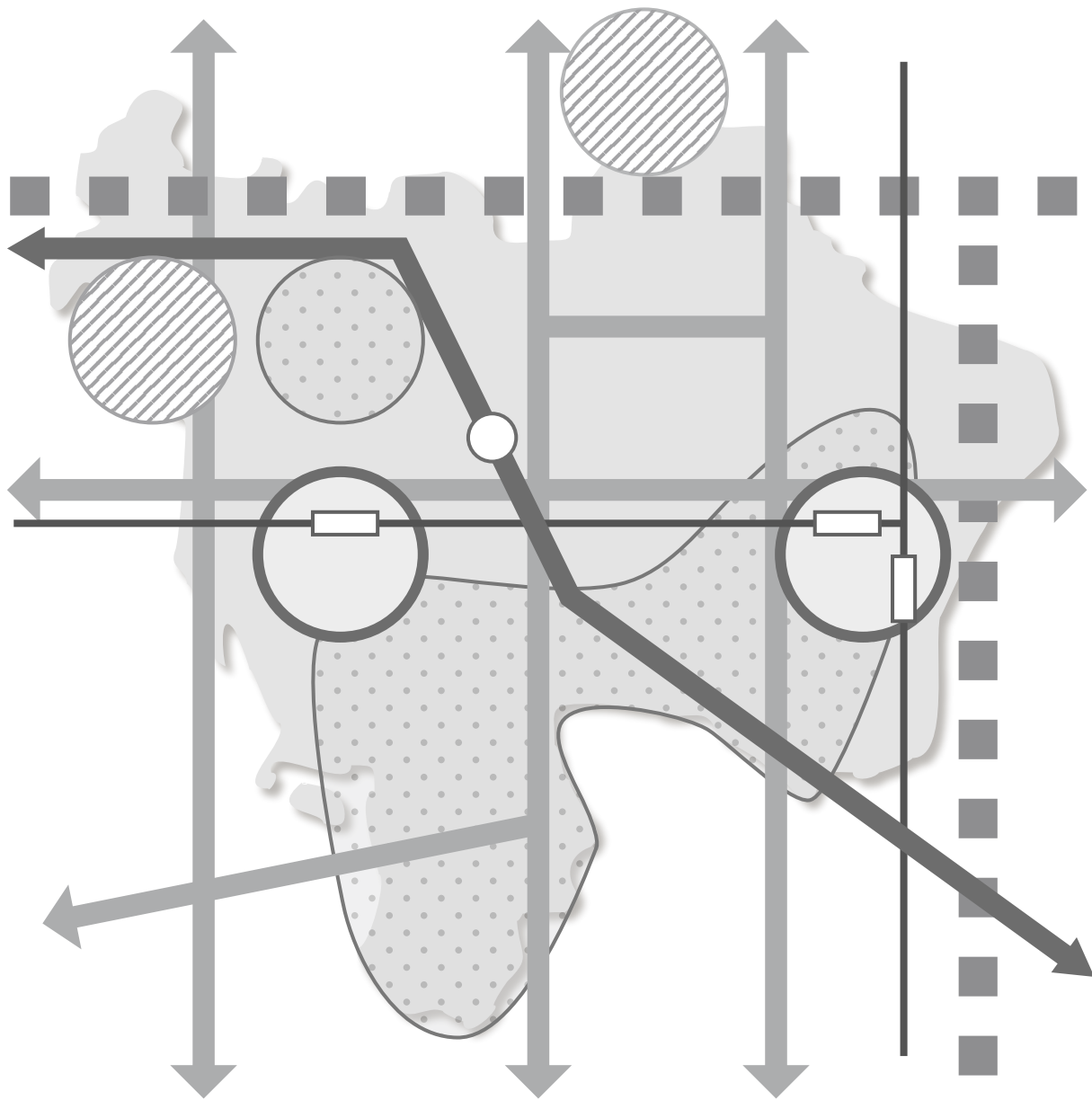
### (3) 歴史文化と調和したまちづくり

○古市古墳群や社寺等の歴史や文化、飛鳥時代より交通の要衝として栄えた伝統や文化等を継承し、藤井寺市ならではの歩いて楽しいまちなか観光を創り上げていくため、歴史的なまちなみを保全するなど、風情が漂う歴史文化の薫る景観形成を進めます。

### (4) 市街化調整区域、市有財産の有効活用

○都市計画道路の整備にともない、秩序ある土地利用の推進や、まとまった農地の保全を図るなど将来の有効な土地利用の方策を検討します。また、市民ニーズや社会経済状況の動向を踏まえ、公共施設の再配置を行うなど、市有財産の有効活用を進めます。

■都市づくりの基本方向を踏まえたゾーニング



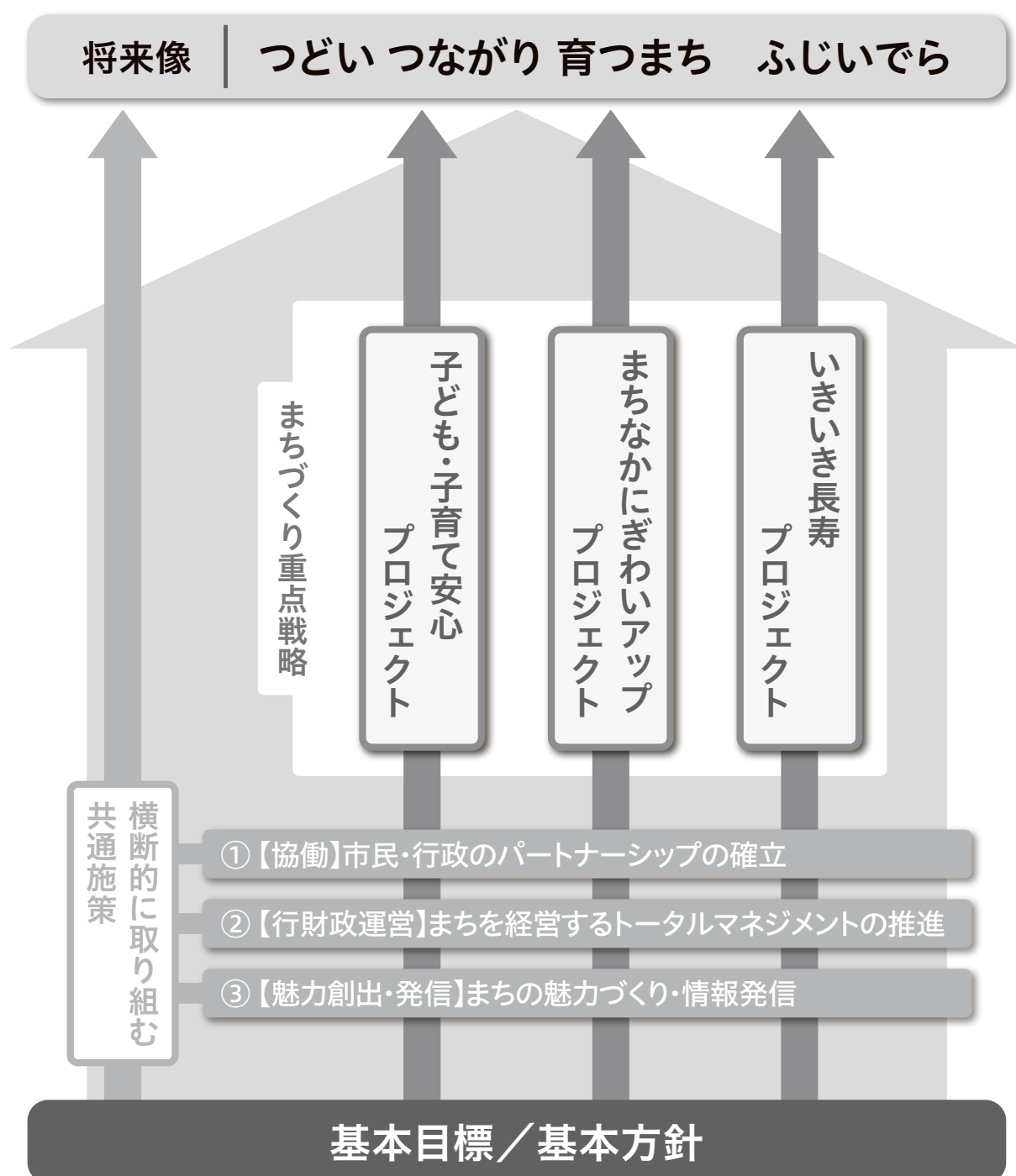
※リザーブゾーンとは、市街化調整区域のことを指し、今後の市の発展に寄与する土地利用を検討していきます。



## 6 | まちづくり重点戦略と分野横断共通施策

将来像「つどいつながり 育つまち ふじいでら」の実現に向け、本市の強みや可能性をさらに伸ばし、持続的な成長につなげていくため、選択と集中によって、分野別まちづくりの基本方針での取組の中で、特に重点的な対応が必要となる施策群を「まちづくり重点戦略」と位置づけます。

また、まちづくり重点戦略を着実に推進するために、「分野横断共通施策」を設定し、計画の推進エンジンとして目標に向けた取組を効果的に進め、その実現を加速させていきます。



## ① まちづくり重点戦略

### 重点戦略1【子育て】

#### 子ども・子育て安心プロジェクト

子どもを安心して生み、健やかに育てられる環境づくりを進めることにより、地域に活力を与え、子育て世代が藤井寺市に住んで良かった、藤井寺市に住みたいと思えるまちを実現していきます。また、教育環境の整備、地域全体で支える子育てなど、子ども自身の幸せを念頭に置きながら、市民ニーズや社会情勢に対応した積極的な施策を展開します。

#### (1) 安心して子どもを生み育てられる支援の充実

誰もが安心して子育てをすることができるよう、行政、地域、事業者が連携して育児相談や子育て情報の発信強化を図るとともに、待機児童の解消を図りながら、市民の多様なニーズに対応した質の高い就学前教育・保育サービスの充実を図ります。

#### (2) 地域に密着した教育の推進

次代を担う子どもの教育環境を充実させるため、施設整備の推進を図るとともに、地域の様々な資源を活用した学校教育を推進し、確かな学力を育みながら、地域に根ざした教育活動を推進します。

### 重点戦略2【にぎわい】

#### まちなかにぎわいアッププロジェクト

本市の持続的な発展をめざして、本市の魅力のさらなる向上に取り組むことにより、まちなかにぎわいを創出します。そのため、百舌鳥・古市古墳群の世界文化遺産登録に向けた取組にあわせ、本市のプロモーション活動を積極的に推進するとともに、本市ならではの歴史文化、生活文化を魅力資源として活用し、まちなか観光を推進します。また、商工業や農業、観光など、様々な分野の取組を有機的に結びつけ、地域特性を活かして、市内外の人・もの・情報の交流を促進し、まちなかにぎわいを創出します。

#### (1) 世界文化遺産登録に向けた取組を契機としたプロモーションの推進

百舌鳥・古市古墳群の世界文化遺産登録をめざした取組にあわせ、広域的な連携も図りながら、様々な媒体を通じたプロモーションを積極的に推進し、より多くの人々の関心や理解を深めるとともに、世界文化遺産登録の機運をさらに高めます。

## (2) まちなか観光の推進

本市の魅力資源を多様な視点から発掘し、それらを様々なターゲットに情報発信を行いながら、誘客を図ります。また、市内事業者と連携しながら、地域資源を活かした特産品の開発など、新たな商品・サービス展開を推進します。

## (3) 地域産業の活性化

まちのにぎわいを支える商店街の活性化を支援するとともに、新規出店や起業に対する支援を充実します。

### 重点戦略3【生涯安心】

## いきいき長寿プロジェクト

高齢者がいきいきと活躍できるまちづくりを進めるとともに、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを生涯にわたって続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの体制強化を図ります。

### (1) 生涯現役のまちづくり

介護予防や健康づくり活動への参加を促進するとともに、地域活動組織の育成や支援等を強化します。また、高齢者の知恵や経験をまちづくりに活かす仕組みづくりを通じて、助け合い、支え合い活動など共助の主役となっていただくよう、高齢者の活躍を促進します。

### (2) 地域包括ケア体制の強化

地域包括支援センターの機能強化を図るとともに、地域の多様な人材と事業者、専門機関との連携により、高齢者のセーフティネットの構築を図ります。また、医療・介護の連携による在宅ケアの推進も図ります。

## ② 分野横断共通施策

### 共通施策1【協働】

#### 市民・行政のパートナーシップの確立

まちづくりの推進にあたっては、市民と行政のパートナーシップのもと、地域の課題を共有しながら、力を合わせてその解決に向けた取組を進めていくことが必要です。そのためには、「自らのまちは自らがつくる」という市民の意識を高めていくことが大切であり、地域自治活動をはじめとする公益活動の推進が欠かせません。また、協働の取組が有機的に機能し、まちづくり活動が活発化するための仕組みづくりと多様な情報を共有する広報・広聴活動の充実に努めます。

#### (1) 協働の仕組みづくりの推進

市民が自主的・自発的に行う公益活動を促進します。また、市民同士のネットワークを構築するとともに、市民と行政のパートナーシップを図り、地域内にある魅力や課題を互いに共有しながら、まちづくりを進めます。市政の運営に関しても、参画の機会を拡充し、市民、地区自治会をはじめとする公益活動団体、企業等の知識やアイデアを活用します。

#### (2) 的確な情報受発信の推進

多様化する市民ニーズに対応するため、ICTを積極的に活用して、市民ニーズを的確に把握できる広聴活動を行うとともに、適時に適切な情報を発信し、市内外の関心を惹きつける広報活動を行います。

### 共通施策2【行財政運営】

#### まちを経営するトータルマネジメントの推進

厳しい財政見通しの中、総合計画を着実に推進するとともに、少子化・高齢化や市民ニーズの多様化など新たな行政課題に的確に対応するため、必要に応じて組織体制の充実・見直しや民間ノウハウの活用などを通して、簡素で効率的な行政体制を構築します。また、限られた財源と人員の効果的、効率的な活用や育成、情報通信技術の積極的な活用など、経営的視点に立った実効性のある行財政運営に努めます。

#### (1) 計画的・効率的な行政運営の推進

限られた財源や人員の中で、計画的・効率的な行政運営を進めることにより、社会環境の変化や多様化・高度化する市民ニーズ等に的確に対応します。さらに、公共施設等が担うべき役割・機能についての変化、施設の老朽化等に対応しつつ、市民サービスや市民生活の向上を図るため、公共施設マネジメントに取り組みます。

## (2) 持続可能な財政運営の確立

活力ある元気なまちを創造するため、地域の活性化対策など積極的な取組が行えるよう、徹底した事務・事業の見直しや事業の選択と集中による効率的な財政運営を推進するとともに、将来負担に配慮した財政規律を設定することで、持続可能な財政運営を確立します。

## (3) 人材確保・育成や効果的な組織体制の整備

市民にとって最も身近な基礎自治体として、人材の確保や育成に努めるとともに、様々なまちの課題解決に1つ1つ取り組み、重点政策等を効果的に推進する組織体制の整備等を進めます。また、働きやすく成果が発揮できる職場環境づくりにも努めます。

## (4) 広域連携の推進

近隣市町村や国・府との連携を強化し、広域的な行政サービスを研究・推進するとともに、国・府が行う事業の促進を積極的に要請します。

### 共通施策3【魅力創出・発信】

## まちの魅力づくり・情報発信

藤井寺市の魅力を発掘・創出し、都市ブランドとして市内外へ効果的に発信するため、シティプロモーションを戦略的に展開するとともに、観光振興をはじめ、産業活性化、さらにはまちづくりの課題解決に結びつけていながら、定住促進、交流人口拡大を図るとともに、市民のまちに対する誇りや愛着を育てていきます。

### (1) イメージ戦略・ブランド戦略の推進

「藤井寺市シティプロモーション戦略」を策定し、戦略的なプロモーション活動を展開するとともに、都市ブランドとしての確立を図ります。

### (2) 市民の愛着・誇りの醸成に向けた取組

多彩なプロモーション活動を通じて、市民がまちの価値を再発見する機会へとつなげ、まちに対する市民一人ひとりの愛着や誇りを育み、さらなるまちづくりに活かしていきます。

### (3) 広域連携による魅力アップに向けた取組の推進

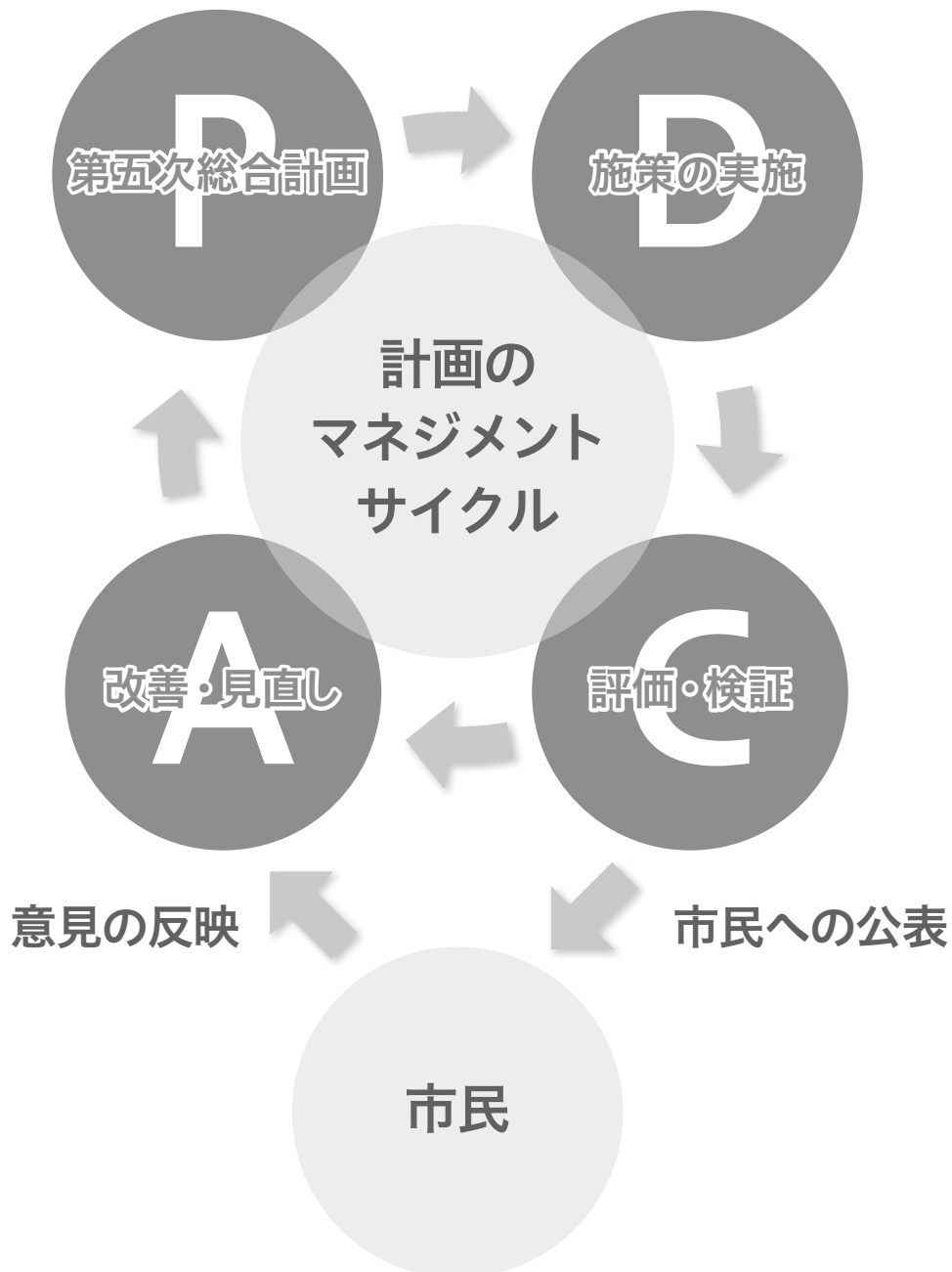
南河内地域をはじめとする大阪府内の自治体との連携や、人、歴史文化など共通のテーマでつながる全国の自治体、提携する友好都市など、広域的な連携による魅力アップに向けた取組を推進します。

## 7 | 推進体制

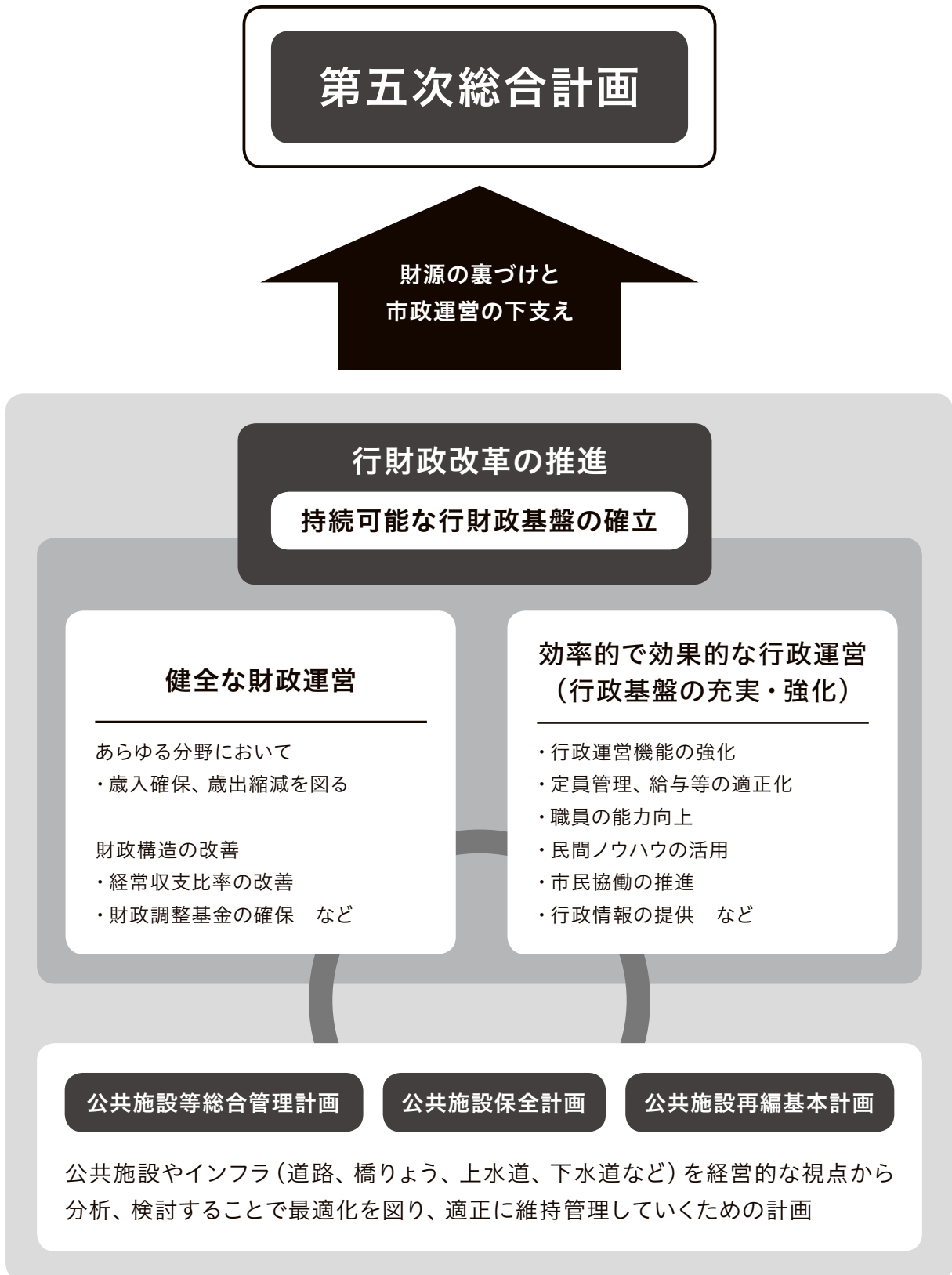
### ① 総合計画の推進に向けて

第五次総合計画の推進にあたっては、重点的に定めた数値目標を中心に、「計画 (Plan) → 施策の実施 (Do) → 評価・検証 (Check) → 改善・見直し (Action) → 計画 (Plan)」のマネジメントサイクルに基づき、継続的な施策・事業の改善・見直しに努めます。

また、評価・検証については、計画の中間年度において、市民・有識者など外部からの客観的な視点を取り入れるとともに、結果を市民に幅広く公表する機会を設定し、市民目線に立った施策・事業へと改善を図ります。

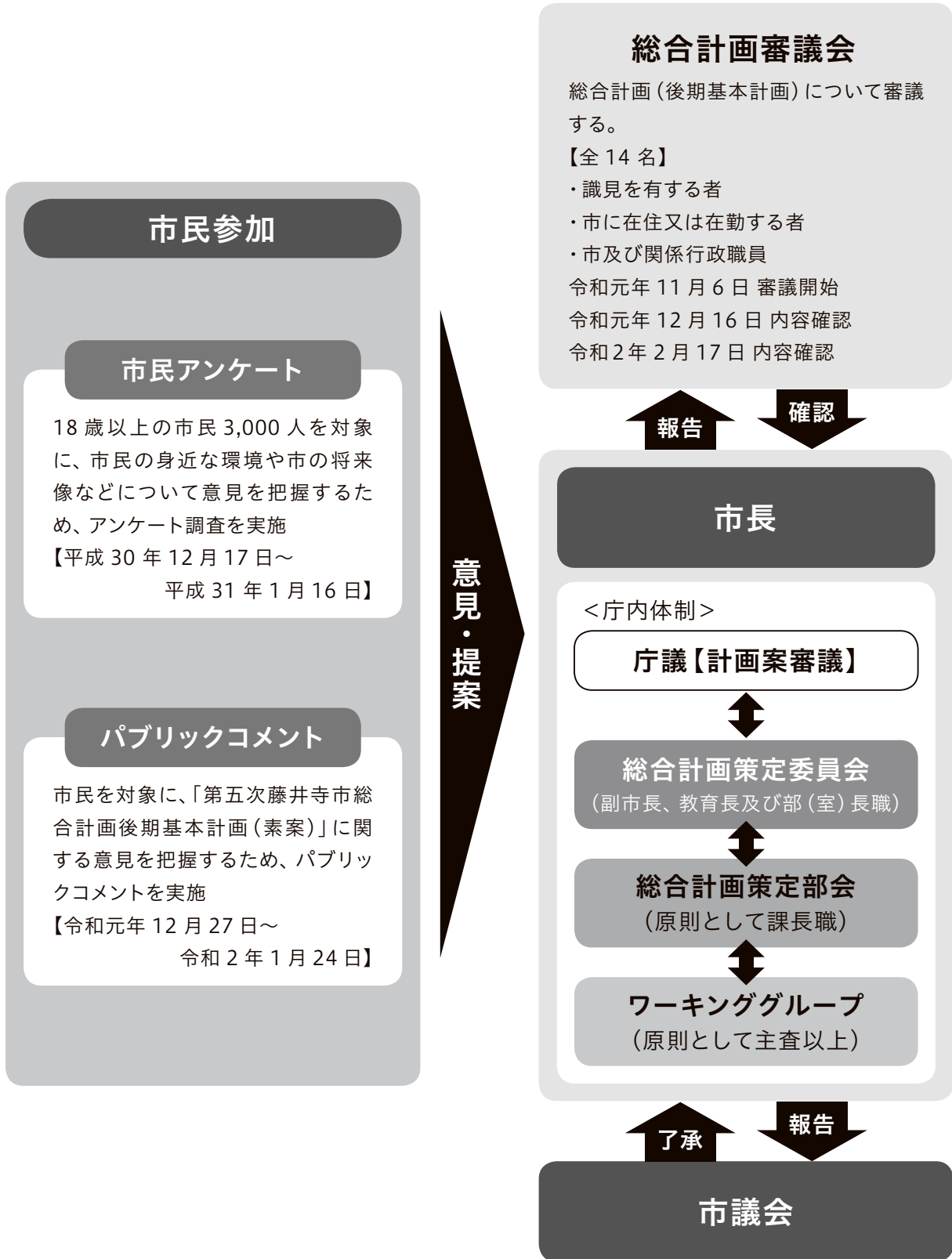


さらに、あらゆる分野において行財政改革を推進し、総合計画に基づく市政運営の下支えとして、これらの計画を一体的に推進していきます。



# 2

## 後期基本計画策定体制図





## 3

## 後期基本計画策定の主な経過

年月日	内容	備考
平成 30 年 2 月 20 日	平成 29 年度 第 1 回藤井寺市総合計画審議会	前期基本計画の進捗状況について
平成 30 年 12 月 17 日～ 平成 31 年 1 月 16 日	市民アンケート調査の実施	18 歳以上の市民 3,000 名
平成 31 年 2 月 8 日	2 月庁議	後期基本計画策定方針について
平成 31 年 2 月 25 日～ 3 月 25 日	策定部会へ依頼	前期基本計画の評価・検証について
平成 31 年 3 月 12 日	平成 30 年度 第 1 回藤井寺市総合計画審議会	前期基本計画の進捗状況について
令和元年 10 月 17 日～ 10 月 23 日	策定部会へ依頼	前期基本計画の評価・検証結果内容 の確認について
令和元年 11 月 6 日	令和元年度 第 1 回藤井寺市総合計画審議会	後期基本計画策定にあたって 藤井寺市の現状と課題について
令和元年 11 月 8 日～ 11 月 21 日	策定部会へ意見照会	後期基本計画(素案)について
令和元年 11 月 26 日～ 11 月 29 日	策定部会へ依頼	前期基本計画の評価・検証結果内容 の確認について
令和元年 12 月 11 日～ 12 月 18 日	策定部会へ意見照会	後期基本計画(素案)について
令和元年 12 月 16 日	第 2 回藤井寺市総合計画審議会	後期基本計画(素案)について
令和元年 12 月 24 日	第 1 回総合計画策定委員会	後期基本計画(素案)の検討
令和元年 12 月 27 日～ 令和 2 年 1 月 17 日	策定部会へ意見照会	後期基本計画(素案)について
令和元年 12 月 27 日～ 令和 2 年 1 月 24 日	パブリックコメントの実施	後期基本計画(素案)について
令和 2 年 2 月 3 日	第 2 回総合計画策定委員会	パブリックコメントの結果 後期基本計画(案)の検討
令和 2 年 2 月 17 日	第 3 回藤井寺市総合計画審議会	パブリックコメントの結果 後期基本計画(案)について
令和 2 年 2 月 25 日	3 月庁議	後期基本計画の決定
令和 2 年 3 月 17 日	総務建設常任委員会協議会	後期基本計画の議会報告

## 4

## 総合計画審議会

## 1 | 藤井寺市総合計画策定条例

平成 27 年 3 月 30 日

条例第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、総合的かつ計画的な市政の運営を行うための基本的な指針である藤井寺市総合計画（以下「総合計画」という。）の策定に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 基本構想、基本計画及び実施計画で構成する計画をいう。
- (2) 基本構想 本市のめざすべき将来像並びにその基本的な理念及び方向を明らかにするものをいう。
- (3) 基本計画 基本構想に基づき、基本的施策の方向及び体系を示す計画をいう。
- (4) 実施計画 基本計画に掲げる施策を実現するための個別の事業を示す計画をいう。

(総合計画審議会)

第 3 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、市長の附属機関として、藤井寺市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、基本構想の策定及び変更について調査審議し、及び答申する。

(審議会への諮問)

第 4 条 市長は、基本構想を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、審議会に諮問しなければならない。

(議会の議決)

第 5 条 市長は、基本構想を策定し、又は変更しようとするときは、前条に規定する手続を経た上で、議会の議決を経なければならない。

(基本計画及び実施計画の策定)

第 6 条 市長は、基本構想に基づき、基本計画及び実施計画を策定するものとする。

(総合計画との整合性の確保)

第 7 条 個別の行政分野における施策の基本的な事項を定める計画を策定し、又は変更するに当たっては、総合計画との整合を図るものとする。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

## 2 | 藤井寺市総合計画審議会規則

昭和 44 年 6 月 14 日  
規則第 10 号

改正 (注) 平成 15 年 6 月から改正経過を注記した。

昭和 53 年 11 月 24 日規則第 22 号  
昭和 56 年 10 月 19 日規則第 22 号  
平成 8 年 3 月 29 日規則第 6 号  
平成 12 年 3 月 31 日規則第 1 号  
平成 15 年 6 月 26 日規則第 18 号  
平成 21 年 3 月 25 日規則第 3 号  
平成 27 年 4 月 1 日規則第 21 号

昭和 55 年 3 月 31 日規則第 23 号  
平成 4 年 3 月 31 日規則第 7 号  
平成 9 年 7 月 7 日規則第 18 号  
平成 14 年 3 月 29 日規則第 4 号  
平成 20 年 3 月 28 日規則第 3 号  
平成 24 年 3 月 30 日規則第 25 号  
平成 28 年 3 月 31 日規則第 70 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、藤井寺市総合計画策定条例(平成 27 年藤井寺市条例第 2 号。以下「条例」という。)第 3 条の規定に基づき、藤井寺市総合計画審議会(以下「審議会」という。)の組織、運営その他審議会に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正(平成 27 年規則 21 号)

(職務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じて、条例第 3 条第 2 項に掲げる当該担当事務について、調査審議する。

一部改正(平成 27 年規則 21 号)

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 22 人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 市に在住又は在勤する者
- (3) 市及び関係行政職員

一部改正(平成 15 年規則 18 号・21 年 3 号)

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は、必要に応じ会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(特別委員)

第 7 条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員若干人を置くことができる。

- 2 特別委員は、市長が委嘱し、又は任命する。
- 3 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了するまでの間在任する。

(専門部会)

第 8 条 会長が必要と認めるときは、審議会に専門的事項を分掌させるため、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、会長が指名する委員及び特別委員で組織する。
- 3 専門部に部会長を置き、専門部に属する委員の互選によってこれを定める。
- 4 部会長は、専門部の会務を掌理し、専門部における審議の状況及び結果を審議会に報告する。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、政策企画部政策推進課において行う。

一部改正(平成20年規則3号・24年25号・28年70号)

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和53年11月24日規則第22号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和55年3月31日規則第23号)

この規則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則(昭和56年10月19日規則第22号)

この規則は、昭和56年11月1日から施行する。

附 則(平成4年3月31日規則第7号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成8年3月29日規則第6号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成9年7月7日規則第18号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年3月31日規則第1号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成14年3月29日規則第4号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成15年6月26日規則第18号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年3月28日規則第3号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月25日規則第3号)

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日において、この規則による改正前の藤井寺市総合計画審議会規則(以下「旧規則」という。)第3条第2項第1号の委員である者の任期は、旧規則第4条の規定にかかわらず、平成21年3月31日に満了する。

附 則(平成24年3月30日規則第25号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。(後略)

附 則(平成27年4月1日規則第21号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日規則第70号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

### 3 | 総合計画審議会委員名簿

区分	氏名	所属等	備考
1号委員 (識見を有する者)	加藤 司	大阪商業大学総合経営学部商学科教授	会長
	来村 多加史	阪南大学国際観光学部国際観光学科教授	
	木村 三千世	四天王寺大学経営学部経営学科教授	
	都村 尚子	関西福祉科学大学社会福祉学部社会福祉学科教授	
	星野 智子	大阪緑涼高等学校校長	副会長
2号委員 (市に在住又は 在勤する者)	上田 泰二郎	公募市民	
	上田 裕彦	藤井寺市区長会会長	
	梶谷 終一	公募市民	
	小谷 充郎	藤井寺市社会福祉協議会会長	
	篠田 朋宏	道明寺まちづくり協議会事務局長	
	西村 剛	まなリンク協議会会長	
	瀧 幸一	藤井寺市商工会会長	
	東口 有紀	藤井寺市スポーツ推進審議会委員	
	三宅 一弘	藤井寺駅周辺まちづくり協議会会長	

(敬称略 区分別 50 音順)

# 市民憲章

うるわしい自然と伝統に恵まれた藤井寺市を、より豊かに、より美しく発展させる願いをこめて、わたくしたち市民は、共に仲よく手を携えて、古い歴史にとけあつた新しい文化のまちをつくるため、この憲章を定めます。

- ・ 人の和で、住みよいまちを、つくりましょう。
- ・ 自然をいかし、歴史遺産を、まもりましょう。
- ・ 近代文化で、伸びゆくまちを、つくりましょう。
- ・ 仕事に誇りをもち、働く喜びに、生きましょう。
- ・ 若い力を養い、夢と希望を、育てましょう。

(昭和 48 年 11 月 5 日制定)

## 市の花『きく』



古くから高貴性のある花と尊ばれるとともに、観賞用として親しまれ、広く家庭でも栽培されています。菊を愛し、育て鑑賞することは、情操の育成ともなることから選びました。

## 市章



市内に数多く存在する巨大な前方後円墳と、国府遺跡から出土した、縄文時代の耳飾りをモチーフにして、市民が一つの輪になって躍進する藤井寺市をイメージしたものです。

## 市の木『うめ』



いち早く春を告げ、気品のある色と香りは、万葉集にも数多く詠まれています。ことに本市ゆかりの菅原道真が梅を愛したことから、郷土道明寺天満宮にちなむ知性豊かな木として選びました。

### 第五次藤井寺市総合計画 後期基本計画

発行年月：令和2（2020）年4月

発行：藤井寺市

編集：政策企画部 政策推進課

〒583-8583 大阪府藤井寺市岡1丁目1番1号

TEL：072-939-1111 / FAX：072-939-1739

URL：<https://www.city.fujiidera.lg.jp/>



